

経 済 産 業 省

20240201貿局第1号
輸出注意事項2024第5号
輸入注意事項2024第3号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年2月7日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」
の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

(別紙)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改正後

現行

別表第1～25（略）

別表第1～25（略）

別紙1～10（略）

別紙1～10（略）

別紙11 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質

別紙11 規制物質コード表（輸出貿易管理令別表第2の35の3及び35の4に掲げる規制物質

A.～G.（略）

A.～G.（略）

H. 35の4（2）の規制物質（水俣条約関連の特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品）

H. 35の4（2）の規制物質（水俣条約関連の特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品）

規制物質コード	規制物質名称
(略)	(略)
090130	(略)
<u>090140</u>	<u>脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ</u>
<u>090150</u>	<u>真空ポンプ</u>
<u>090160</u>	<u>車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられるおもり</u>
<u>090170</u>	<u>写真フィルム及び印画紙</u>
<u>090180</u>	<u>宇宙飛行体（人工衛星を含む。）に用いられる推進薬</u>

規制物質コード	規制物質名称
(略)	(略)
090130	(略)
(新設)	(新設)

別紙12（略）

別紙12（略）